受入体制(既存の広域連携方策の見直し)

- 複数都道府県にわたる広域事務の移管には、広域連合、協議会など既存の広域連携の制度を活用。
- 広域連合については、責任の所在が明確で包括的な事務処理にも適しているが、設立手続きに 時間を要するなど使いやすさの面で課題もある。
- こうした課題を踏まえて既存制度の見直しを進め、国に法改正を働きかける。

広域連合制度の課題

- 1. 事務は構成団体からの持ち寄り(切り分け)が原則
 - 国に権限移譲を要請できるが、要請を受けた国に応答義務がない。
 - 要請できる権限の範囲は、広域連合の事務に密接に関連するものに限定。
- 2. 設立等の手続きに迅速さを欠く
 - 設立後の規約変更も原則全ての構成団体の議会の同意が必要。
- 3. 財政的自立性を欠く
 - 固有財産がほとんどなく、構成団体の分賦金に依存。
 - 国の権限移譲に伴う財源措置は不明確。